

八代市下請契約報告事務取扱指針

(趣旨)

第1条 この指針は、八代市下請契約報告事務取扱要領第3条に定める指導内容の運用について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この指針において「元請負人」とは、建設工事に係る請負契約を市と締結した建設業者（以下「受注元請負人」という。）及び当該建設工事が数次の下請契約により行われる場合における当該下請契約の注文者をいう。

2 この指針において「下請負人」とは、建設工事に係る下請契約（当該建設工事が数次の下請契約により行われる場合は、そのすべての下請契約を含む。）における請負人をいう。

(市内業者の活用)

第3条 元請負人は、建設工事の施工に伴う工事資材の調達及びその工事の一部を他人に請け負わせて施工させる場合には、可能な限り八代市内の業者を活用するよう努めなければならない。

(下請契約の締結)

第4条 元請負人及び下請負人は、下請契約の締結に当たっては、次の事項を遵守するものとする。また、建設工事の内容や工期・工程において、変更又は追加の必要が生じた場合における契約の締結についてもこれに準ずるものとする。

- (1) 建設工事の開始に先立って、建設工事標準下請契約約款（昭和52年中央建設業審議会勧告。）又はこれに準拠した内容を持つ契約書による契約を締結すること。
- (2) 元請負人及び下請負人は、対等な立場で十分協議の上、施工責任範囲及び施工条件を明確にするとともに、適正な工期及び工程を設定すること。

(下請業者の選定)

第5条 元請負人は、下請負人の選定に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) その建設工事の施工に関し建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）の規定を満たす者であること。
- (2) 八代市競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成25年2月20日総務部長専決）に基づく指名停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 過去における工事成績が優良であること。
- (4) その建設工事を施工するに足る技術力を有すること。
- (5) その建設工事を施工するに足る労働力を確保できると認められること。
- (6) その建設工事を施工するに足る機械器具を確保できると認められること。
- (7) その建設工事を施工するに足る法定資格者を確保できると認められること。
- (8) 財務内容が良好で、経営が不安定であると認められないこと。
- (9) 建設事業を行う事業場ごとに雇用管理責任者が任命されているとともに、労働条件が適正であると認められること。
- (10) 一の事業場に常時10人以上の建設労働者を使用している者にあつては、就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。
- (11) 建設労働者の募集は適正に行うことはもとより、出入国管理及び難民認定法（昭和26

- 年法律第319号)に違反して不法に外国人を就労させるおそれがないと認められること。
- (12) 過去において労働災害をしばしば起こしていないこと。
 - (13) 賃金不払を起こすおそれがないと認められること。
 - (14) 現に事業の附属寄宿舍に建設労働者が居住している場合には、寄宿舍規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。
 - (15) 取引先企業に対する代金不払を起こすおそれがないと認められること。
- 2 受注元請負人は、請け負った工事の入札に参加した他の建設業者を下請負人として選定しないように努めなければならない。

(不当に低い下請代金の禁止)

第6条 元請負人は、下請契約により定められた事項に関するもののほか、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金とする下請契約を締結しないこと。
- (2) 請負価格の決定は、見積及び協議を行う等の適正な手順によること。
- (3) 下請契約の締結後、正当な理由なく、請負価格を減じないこと。

(適正な代金支払等)

第7条 元請負人は、下請負人に対する請負代金の支払時期及び方法等については、法に規定する下請契約に関する事項のほか、次の各号に定める事項を遵守するものとする。

- (1) 請負代金の支払は、請求書提出締切日から支払日(手形の場合は手形振出日)までの期間をできる限り短くすること。
- (2) 請負代金の支払は、できる限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合であっても、支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分については、現金払とすること。
- (3) 手形期間は、120日以内で、できる限り短い期間とすること。
- (4) 前払金(中間前払金を含む。以下同じ。)の支払を受けたときは、下請負人に対して資材の購入、建設労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう、適切な配慮をすること。特に公共工事においては、本市からの前払金は現金でなされるので、企業の規模にかかわらず前金払(中間前金払を含む。以下同じ。)制度の趣旨を踏まえ、下請負人に対して相応する額を、速やかに現金で前金払するよう十分配慮すること。
- (5) 建設工事に必要な資材をその建設工事の元請負人自身から購入させる場合は、正当な理由なく、その建設工事の請負代金の支払期日前に資材の代金を支払わせないこと。

2 元請負人は、資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者等についても、前項各号に掲げる事項について配慮するものとする。

(一括下請負の禁止等)

第8条 受注元請負人は、その請け負った建設工事を、如何なる方法をもってするを問わず、一括して他人に請け負わせてはならない。

(その他)

第9条 本指針は、八代市下請契約報告事務取扱要領第2条第1項に定める対象建設工事以外の建設工事についても準用する。

附 則

この要領は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則（平成２５年２月２０日総務部長専決抄）

（施行期日）

- 1 この要領は、平成２５年４月１日から施行する。